特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務価書【令和4年9月30日終了】	基礎項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和4年9月30日をもって業務を終了したため、本評価書は廃止する。

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和5年10月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務				
②事務の概要	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条」の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給事務のうち、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会				
③システムの名称	1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー				
2 特定個人情報ファイル名					

.. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) 法令上の根拠 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条 3.「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」 (令和3年法律第38号) ・第10条(「特定公的給付」に指定)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「実施する」				
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 121の項				
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) なし (別表第二省令における情報照会の根拠) 第59条の4				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 請求先 088-684-1203

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

鳴門市健康福祉部社会福祉課 連絡先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1402

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和:	5年8月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和:	5年8月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評値	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に		重点項目評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 項目評価書において、リス	が全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(青報提供	はネットワークシス・	テムを通じ	た入手を除	۲.,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	⊆の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	、数		令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	TIUさい値判断項目 2. 取扱 令和3年12月10日 時点		令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日		(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第73条 3. 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施	めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条	事後	適用条項の整理
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 「1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 「1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1203	事後	連絡先の修正
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象 令和4年6月1日 時点		令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書【令和4年9月30日終了】	事後	事業終了のため
令和5年10月1日	日特記事項 -		令和4年9月30日をもって業務を終了したため、 本評価書は廃止する。	事後	事業終了のため